

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第4回豊島区民間保育所事業者選定審査会
事務局（担当課）		子ども家庭部 保育課
開催日時		令和3年9月3日（金）
開催場所		書面開催
議 題		議 事 （1）区立保育園民営化の経緯と東池袋第一保育園民営化の進め方について （2）豊島区立東池袋第一保育園民営化運営事業者公募要項【案】について （3）審査会の進行と選定の方法について （4）その他
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		（非公開・一部非公開の場合は、その理由） 書面開催のため。
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		（非公開・一部非公開の場合は、その理由） 公正な選定審査に支障を及ぼす恐れがあるため、議事における発言者は非公開とする。 なお、会議資料については、豊島区行政情報公開条例第7条第3号の規定により非公開とする。
出席者	委 員	箕輪 潤子（武蔵野大学准教授）、善本 眞弓（東京成徳大学教授）、奥島正信（政策経営部長）、末吉 正伸（施設整備担当部長）、澤田 健（子ども家庭部長） ※書面開催のため、当日の出席者はなし。
	事 務 局	書面開催のため、当日の出席者はなし。

審 議 経 過

No. 1

<p>○書面開催の経緯と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員を招集して会議を開催することが困難なこと、審議内容が書面による開催で十分な審議が可能であることを勘案し、豊島区民間保育所事業者選定審査会会長と事務局において協議した結果、当該第4回審査会を書面により開催することとしたものである。 ・全委員に対して、関係資料を送付し、確認及び令和3年9月10日（金）を期限として意見等を求めた。委員からの意見等は「第4回民間保育所事業者選定審査会（令和3年9月3日開催）における委員からの意見・質問一覧」の通り。
--

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東池袋第一保育園民営化の進め方、運営事業者公募要項【案】、審査会の進行と選定の方法、いずれの議事についても概ね異論は無い。今回の審査会での意見等を踏まえて公募要項等を修正することとする。 ・10月1日（金）より豊島区ホームページ上に公募要項を公開し、事業者公募を開始する。 ・約2か月の公募期間を経て、第5回審査会で一次審査（書類審査）を行い二次審査対象者を絞り込む。二次審査として、既存保育園視察及びプレゼンテーション、学識経験者からの考察結果を踏まえて事業者を決定する。
<p>提出された資料</p>	<p>次第</p> <p>資料1-1 区立保育園民営化の経緯と東池袋第一保育園民営化の進め方について</p> <p>資料1-2 豊島区保育施設の配置と民営化・委託化の状況（MAP）</p> <p>資料1-3 豊島区立東池袋第一保育園民営化運営事業者公募要項【案】</p> <p>資料1-4 選定審査会進行及び運営事業者選定審査基準</p> <p>資料1-5 第一次審査評定表</p> <p>資料1-6 第二次審査評定表</p> <p>参考1-1 民間保育所事業者選定審査会（東池袋第一保育園）委員名簿</p> <p>参考1-2 豊島区民間保育所事業者選定審査会設置要綱</p> <p>参考1-3 豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱</p>

第4回民間保育所事業者選定審査会(令和3年9月3日開催)における委員からの意見・質問一覧

資料No.	資料名	項目	意見・質問	回答
1-3	豊島区立東池袋第一保育園民営化運営事業者公募要項【案】		東池袋第一保育園の地域や利用者の特色などあるか。公募要項に入れることが必要な要件(池袋第三の異文化を背景とした子どもの利用が多い等)があれば、その件も足してほしい。	東池袋第一保育園については、外国籍やひとり親家庭の在籍児数がやや多い傾向にありますが、それらも含め全体として、特別に事業者に提案を求める内容として設定するような特筆すべき地域や利用者の特色は見られておりません。 【参考】令和3年9月1日時点 外国籍割合:6.2%(区立園平均4.9%)※池三は17.3% ひとり親家庭割合:7.1%(区立園平均5.0%)
1-3	豊島区立東池袋第一保育園民営化運営事業者公募要項【案】	6-(4)-⑥	【記載の文言の修正】 医療的ケアを要する保育⇒医療的ケアを要する <u>児</u> の保育	ご指摘の通り修正いたします。
1-5	第一次審査評定表	2-(5)	【評定項目の記載の修正】 人件費率が極端に高い(低い)状況はないか ⇒人件費率が極端に <u>低い(高い)</u> 状況はないか	ご指摘の通り修正いたします。
1-5	第一次審査評定表	3-(18)	【評定項目の内容について】 「理念が適切か」はいいが、「実現可能か」というのはどのような意味か。	運営(保育)理念が、到底実現不可能な実質を伴わないものとなっていないか、また提案内容から理念を実現させることが可能かという視点を示す意味合いで記載しております。「適切か」という部分に包含されると考えることもできますので、該当箇所の削除もしくは修正案のご希望があればご指摘ください。
1-5	第一次審査評定表	3-(19)	【評定項目の記載の修正】 動機は強いのか ⇒動機に <u>説得性はあるか</u> または <u>意欲があるか</u>	ご指摘の前者の通り修正いたします。